

横浜市障害児・者日中一時支援事業実施要綱

制 定 平成 18 年 10 月 1 日 健障福第 2390 号 (副市長決裁)
最近改正 令和 7 年 6 月 1 日 健障サ第 970 号 (副市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、横浜市における障害児・者日中一時支援事業（以下「本サービス」という。）実施のために必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）は、法第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定される者のうち、横浜市内に居住するものとする。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）並びに発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害者及び発達障害児を除く。

(支給量の決定基準)

第 3 条 規則第 5 条第 4 項に定める地域生活支援サービス費を支給する地域生活支援サービス量（以下「支給量」という。）は、別表 1 に定める基準による。

(入退所の記録及び支給量の管理)

第 4 条 本サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の入退所の記録等を行い、他の事業所と連携のうえ、支給量の管理を行う。

(登録事業所)

第 5 条 規則第 12 条の規定により登録を行う事業所は、原則として市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 福祉型日中一時支援事業所

次に掲げる事業のうちいずれかを実施するもの

ア 法第 5 条第 7 項に定める生活介護

イ 法第 5 条第 8 項に定める短期入所

ウ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に定める放課後等デイサービス

(2) 医療型日中一時支援事業所

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

ア 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所を運営主体として本サービスを提供する事業所

イ 重症心身障害児者（重症心身障害児者とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。）等を本サービスの主たる対象として掲げる事業所

(3) 前項までに定める事業所のほか、市長が認めるもの

(申請書類)

第6条 規則第14条の地域生活支援事業サービス事業者登録申請書(以下、規則様式第1号という。)に添付する書類については、以下の事項に留意して作成すること。

- (1) 同条第2号、第3号、第5号から第6号、第8号の事項については、第1号様式及び第2号様式に記載すること。
- (2) 同条第1号の事業所の平面図には、各室の用途及び面積を明記すること。
- (3) 同条第4号の運営規程とは、本サービスの開始等にあたり作成した運営規程をいう。
- (4) 同条第7号の書類とは、当該事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類並びに本事業の実施にあたり作成した収支予算書等をいう。

(申請書類の特例)

第7条 規則第16条に規定する有効期間満了後、当該事業所が引き続き本サービスを実施する場合は、規則様式第1号及び前条第1号に規定する書類を提出することにより、有効期間の更新を行うことができる。なお、その際、規則第14条の登録事項に変更がある場合には、規則第17条に規定する書類を添えること。

(設備基準)

第8条 事業所における設備基準は、次のとおりとする。

- (1) 設備及び備品等
 - ア 支援室
 - (ア) 支援に支障の無い広さを確保すること。
 - (イ) 主たる対象とする障害種別に該当する者の支援に必要な機械器具等を備えること。
 - イ 事務室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - ウ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - エ 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (2) 前項に規定する設備は、利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(職員の配置基準)

第9条 事業所ごとに配置すべき従業員の基準は、次のとおりとする。ただし、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、利用者の状況に応じた支援が行われるよう人員体制の確保に努めなければならない。

- (1) 福祉型日中一時支援事業所
 - ア 管理者 管理者は、専ら当該事業所の管理業務に従事する常勤職員とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の施設、事業所等の職務を兼ねることができる。
 - イ サービス提供責任者 サービス提供責任者は、サービス提供時の状況を常に把握する常勤職員とする。ただし、利用者の支援に支障のない場合は、他の施設、事業所等の職務を兼ねることができる。
 - ウ 医師 医師は、嘱託とすることができる。
 - エ 看護師及び生活支援員等
 - (ア) 看護師及び生活支援員等は、非常勤職員を充てることができるものとする。ただし、利用者の支援に支障のない場合は、他の施設、事業所等の職務を兼ねることができる。

(イ) 福祉型日中一時事業所に置くべき従業者の員数は、第5条第1号に規定する事業の実施時間中は、当該事業の利用者数に本事業の利用者数を加え、合計数に対し当該事業に定められる人員配置基準を満たすものとする。それ以外の時間帯については、常勤換算方法（事業所の従業者の勤勉延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、定員の数を6で除して得た数以上（小数点以下切り上げ）とする。

(ウ) 緊急時に対応するため、当該人員のほかに最低1名が15分程度で参集することのできる体制を整える。

(2) 医療型日中一時支援事業所

ア 管理者 管理者は、専ら当該事業所の管理業務に従事する医師等とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の病院、診療所等の職務を兼ねることができる。

イ サービス提供責任者 サービス提供責任者は、サービス提供時の状況を常に把握する看護師とする。ただし、利用者の支援に支障のない場合は、他の病院、診療所等の職務を兼ねることができる。

ウ 医師 医師は、管理者と兼ねることができる。

エ 看護師及び生活支援員等

(ア) 看護師及び生活支援員等は、非常勤職員を充てることのできるものとする。ただし、利用者の支援に支障のない場合は、他の病院、診療所等の職務を兼ねることができる。

(イ) 医療型日中一時事業所に置くべき従業者の員数は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤勉延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、定員の数を3で除して得た数以上（小数点以下切り上げ）とする。

(ウ) 緊急時に対応するため、当該人員のほかに最低1名が15分程度で参集することのできる体制を整える。

(運営規程)

第10条 規則第14条第4号の運営規程において定めるべき事項は、次の各号とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) サービス内容
- (5) 利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主たる対象とする障害種別
- (9) 虐待防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第11条 事業所は、定員以上の利用者に対して同時に本サービスの提供をしてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は次の各号に掲げる理由以外に、本サービスの提供を拒んではならない。

- (1) 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が事業所の通常の実施地域外である場合
- (3) 主たる対象とする障害種別に該当しない者から利用申込みがあった場合
- (4) 利用申込者に対し事業所自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- (5) 入院治療が必要な場合

(日中一時支援サービス費)

第13条 規則第9条第3項第1号に規定する市長が定める基準により算定した費用の額は、別表2に定める額に、次の各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 第5条に基づき区分される事業所の種別に応じ、別表3で定める額
 - (2) 本サービスを利用する障害児・者がサービスの利用中に事業者より食事の提供を受けた場合の別表4に定める額
- 2 本事業の利用者負担額として、規則第9条第3項第2号に規定する「市長が定める額」は、前項に定める費用の額の1割とする。ただし、本事業の対象者である障害者又は障害児の保護者が市民税非課税である場合は0円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず第1項第1号に定める額の利用者負担額は0円とする。
- 4 横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する実施要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の市民税の課税状況を算定するものとする。
- 5 前項の規定に基づく利用者負担額の減額分の支払は、原則として月ごとの償還払とし、必要な事務手続については別に定める。

(特定費用の受領)

第14条 事業者は、規則第9条第1項に規定する特定費用として、次の各号に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) その他利用者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 3 第1項の費用に係る本サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(横浜市宿泊を伴わない身体障害者短期入所事業実施要綱の廃止)

横浜市宿泊を伴わない身体障害者短期入所事業実施要綱（平成15年4月1日福障福第63号）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 22 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

(横浜市障害児日中一時支援事業実施要綱の廃止)

2 横浜市障害児日中一時支援事業実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日こ中児第 874 号）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(障害児・者日中一時支援事業に関する事業者登録基準の廃止)

2 障害児・者日中一時支援事業に関する事業者登録基準（平成 19 年 8 月 1 日健障支第 1736 号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

別表1（第3条）

	支給量	支給期間
具体的な利用見込みがある場合	利用見込みがある日数	利用見込みがある期間
具体的な利用見込みがない場合	1か月あたり2日を上限として必要な日数	支給決定を行った日から当該日が属する月の末日に1年を加えた期間（支給決定を行った日が月の初日の場合には1年）

注1 同一敷地内の事業所において日中活動系サービス（法第5条第7項、第8項）と連続して利用する場合は、9時から16時の間はサービスの算定ができないこととする。

注2 同一敷地内の事業所において法第5条第8項及び児童福祉法第6条の2の2第3項と連続して利用する場合は、サービスの算定ができないこととする。

別表2（第13条第1項）

基本単価		
4時間未満 (1/4日)	4時間以上8時間未満 (2/4日)	8時間以上 (3/4日)
2,180円	4,360円	6,540円

注3 所要時間とは、現に要した時間ではなく、日中一時支援に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間とする。

別表3（第13条第1項第1号）

	4時間未満 (1/4日)	4時間以上8時間未満 (2/4日)	8時間以上 (3/4日)
福祉型加算	1,570円	3,140円	4,720円
医療型加算	5,000円	10,020円	15,030円

別表4（第13条第1項第2号）

	1日
食事提供体制加算	440円 (低所得者のみ)

注4 低所得者とは、横浜市障害福祉サービス受給者証の利用者負担階層欄に01～04の記載のあるものをいう。

第2号様式（第6条第1項）

日中一時支援事業所の登録にかかる経歴書

{ 管理者 ・ サービス提供責任者 }

※該当するものを○で囲むこと

フリガナ			
氏名		生年月日	
住所 (自宅)			
電話番号 (自宅)			

事業所の名称			
(管理者の場合で当該管理者が管理する事業所が複数の場合はその全てを記載してください。)			
事業所の名称			
サービスの種類			

主な職歴		
期間	勤務先	職務内容
職務に関する資格		
資格の種類	資格取得年月日	
備考（研修等の受講の状況等）		

(備考) 管理者、サービス提供責任者についてそれぞれ別葉で提出してください。